

児童手当制度改正 手続き要否フローチャート

問1 現在北方町から児童手当の支給を受けていますか。

※公務員は勤務先で確認してください。

※施設等入所中のお子さんは、児童手当の対象外です。

はい

いいえ

問2 高校生年代以上（平成14年4月2日から平成21年4月1日生まれ）のお子さんがいますか。

はい

いいえ

問3 大学生年代（平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ）のお子さんがいて、年齢順にそのお子さんを1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

はい

いいえ

手続きが必要です

*児童手当受給者様宛に9月上旬頃にお知らせを送付予定です。

*ただし、大学生年代のお子さんが別世帯にいる場合、町では把握することが出来ないため、案内を送付することができません。該当する場合は、福祉子ども課まで額改定請求書を提出してください。

手続きは不要です。

【高校生以下のお子さんが3人以上いる場合】

手続不要で、児童手当の支給額を変更します。

【高校生以下のお子さんが1人、または2人いる場合】

手当の支給額に変更はありません。

手続きが必要です。

*高所得により児童手当の支給が受けられなかった人につきましては、保護者様宛に9月上旬頃、お知らせを郵送予定です。詳しくは、お知らせをご覧ください。

*児童手当の支給を受けていない人で、高校生年代のお子さんがいる家庭につきましては、お子さんの保護者様宛に9月上旬頃、お知らせを郵送予定です。

*ただし、高校生年代のお子さんが別世帯にいる場合、町では把握することが出来ないため、案内を送付することができません。該当する場合は、福祉子ども課まで認定請求書を提出してください。